

重要事項説明書

1 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 湘風会
代表者名	藤田 幸子
所在地・電話	神奈川県中郡大磯町大磯 1188 番地 電話：0463-60-2325
法人として提供するサービス	介護老人保健施設 短期入所療養介護・予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション・予防通所リハビリテーション 小規模多機能型居宅介護施設 認知症対応型共同生活介護施設

2 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 フィオーレ湘南真田 ともしび
所在地	神奈川県平塚市真田 3-1-1
事業者指定番号	神奈川県 1472002755
連絡先	〒259-1206 神奈川県平塚市真田 3-1-1 3-1-1 電話：0463-75-8803 FAX：0463-75-8816 携帯(営業時間外)080-4806-9400
サービス提供地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町

3 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	○事業所管理全般 ○利用者からの苦情に対する処理	1名（主任介護支援員 兼務）
介護支援専門員	○居宅サービス計画作成・変更	3名以上

*当事業所では常勤専任1名につき担当標準件数を44名としています（予防給付を除く）

※当事業所では介護支援専門員は、採用時（1か月以内）と、年2回以上の継続研修を受け、資質の向上に務めています。

4 営業時間

区分	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日	休祭日
営業時間	8：30～17：15	休 み	休 み

※年末年始（12/29～1/3）は休みとさせていただきます。

※営業時間以外のご訪問についてはご相談ください。

※営業時間以外のご連絡についても電話での対応可能となっております

5 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係条令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供調整。中立公正な立場でサービスの支援を致します。

6 個人情報の保護について

当事業所は個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会責務と考えます。

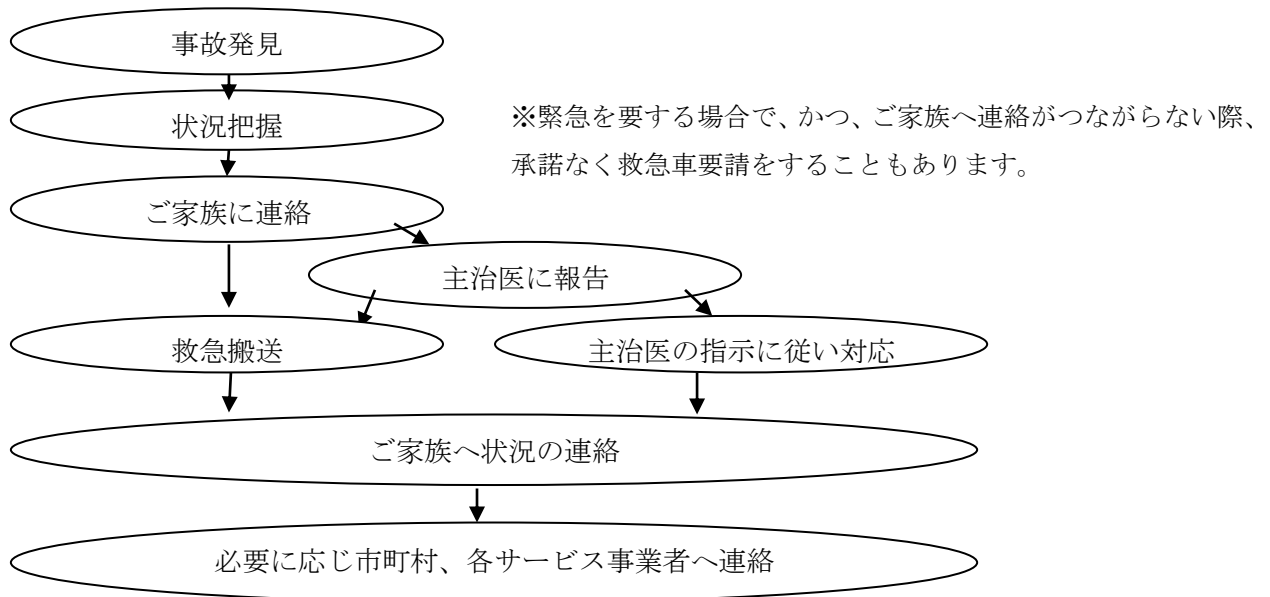
居宅サービス計画の作成や事業所との連絡等、必要最小限の範囲で個人情報を使用する場合には、利用目的を説明の上、相談者からの同意を受けて使用させていただきます。

また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者様またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容としております。

7 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故発生時の対応手順



8 虐待の防止に係る支援について

高齢者虐待防止の観点より事業所内に委員会を設置し、未然防止に資するための研修及び、職員の資質向上を図っていきます。また、必要に応じて成年後見制度の利用促進など、権利擁護のため、関係機関と連携し適切に対応していきます。

9 身体的拘束等の適正化の推進について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を用いず支援していきます。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、当該記録し2年間保管していきます。

10 業務継続計画作成について

感染症や災害が発生した場合であってもサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施をしていきます。

11 居宅介護支援説明

(1) 居宅サービス計画作成上の留意点

居宅介護支援に当たっては、以下の点を踏まえて居宅サービス計画書を作成します。

- ① 居宅介護支援事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況などを勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- ② 自宅に訪問し、本人・家族に意向を聞き、課題分析標準項目を盛り込んだ事業所独自の書式を用いて課題分析を行ったうえで、利用者の選択に基づき、適切なサービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう努力いたします。
- ③ 利用者は、複数の事業所の紹介を求めることができます。事業所の選択に際して、介護支援専門員は、「事業所一覧」「事業所のパンフレット」「ホームページの画面を印刷した物」等の資料も活用して、利用者、家族が適切に選択できるよう、専門的な見地からの提案をいたします。利用者は、当該事業所を居宅サービス計画書原案に位置付けた理由の説明を、介護支援専門員に求めることができます。
- ④ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ⑤ 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を、月1回の訪問及びその他の方法で継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の

便宜の提供を行います。

一定要件を満たした場合は2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行います。利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行います。

- ⑥ 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明などを行います。
- ⑦ 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の自宅又は事業所の相談室あるいはテレビ電話等を活用し、利用者様又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとします。

(2) 必要に応じた支援

- ① サービス事業所等に関する相談、苦情、虐待について、適切に対処します。
- ② 要介護・要支援認定の申請について、利用者の求めに応じて必要な支援をします。
- ③ 医療機関と連携し、健康の維持、増進または、病状悪化の予防を図ることができるように支援します。
 - ・ 入院の際には、入院中から退院後までの支援を円滑に行うために病院に担当の介護支援専門員をお伝えください。(介護支援専門員は、本人・家族に対し、入院した医療機関に担当者を伝えるよう求めることが義務付けられています。)
 - ・ 医療系サービスを位置づける際は、主治の医師等が必要性を認めたものに限られるものであるため、介護支援専門員はあらかじめ利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえ作成した居宅サービス計画については主治の医師等に交付することが介護保険上義務付けられています。特に訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療系サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましいとされています。
- ④ 介護保険施設等への入所について、仲介や情報提供等必要な支援をします。
- ⑤ 障害福祉サービスを利用されていた方は、相談支援専門員等の支援者と連携を図り、スムーズに利用移行できるように支援します。

(3) 担当の介護支援専門員等

- ① 担当する介護支援専門員は次の者です。
- ② サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
- ③ ご相談の上、担当が変更となる場合がございます。

◆ 介護支援専門員

氏名：

連絡先（電話）：0463-75-8803

(4) 市町村への届出

この居宅支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の介護支援専門員にご相談ください。

(5) サービス提供の記録等

- ① 事業所は、利用者の居宅介護支援の経過を「居宅介護支援経過」等の書面に記載し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- ② 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(6) 利用者負担金

- ① 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- ② 介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合も、交通費は徴収致しません。

(7) キャンセル等

- ① 利用者がこの居宅介護支援に関わる訪問調査、居宅サービス契約の作成などのサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の介護支援専門員等の連絡先までご連絡ください。
 - ◆ 連絡先(電話) 0463-75-8803
- ② 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼を取り消す場合も速やかに上記の連絡先までご連絡下さい。
- ③ 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。
- ④ 提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

(8) その他

居宅サービス計画で提供されるサービス以外のサービスを利用される場合は、介護保険以外のサービスになりますので、全額自己負担になります。尚、プランの変更があった場合又は変更を希望される場合は、必ず事業者までご連絡ください。

1.2 サービス利用料及び利用者負担

算定項目	内容	1か月あたりの利用料	介護保険適応
居宅介護支援費	要介護 1・2	11,620 円	介護保険法に定める割合。
	要介護 3・4・5	15,097 円	
介護支援専門員 1人当たりの取扱件数が 45 件を超えた場合 45 件を超えた部分について 50%減算 介護支援専門員 1人当たりの取扱件数が 60 件を超えた場合 60 件を超えた部分について 70%減算			

<p>特定事業所加算Ⅱ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。 2.常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。 3.利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議の定期的な開催 4.24時間連絡体制、必要に応じた利用者等の相談に対応する体制の確保。 5.事業所内の介護支援専門員に対する計画的な研修の実施。 6.地域包括支援センターから支援が困難な事例として紹介された者に対する指定居宅介護支援の提供。 7.地域包括支援センター等が実施する事例検討会、ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修の参加。 8.特定事業所集中減算の未適用。 9.利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満。 10.介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する学習」等に協力又は協力体制の確保。 11.他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施。 12.必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供される様な居宅サービス計画を作成。 	<p>居宅介護支援費 +4,504円 (以下同)</p>	<p>居宅介護支援においては全額介護保険給付の対象となるものです。原則利用者の負担はありません。 ※ただし介護保険が適用されても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には一旦料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書をサービス提供地域の窓口へ提出すると払い戻しされる場合があります。</p>
<p>初回加算</p>	<p>新規に居宅サービス計画を作成する場合に算定。</p>	<p>+3,210円</p>	
<p>入院時情報連携加算(Ⅰ)</p>	<p>利用者が病院又は診療所に入院当日に職員に対して利用者の必要な情報を提供している。</p>	<p>+2,675円</p>	
<p>入院時情報連携加算(Ⅱ)</p>	<p>利用者が病院又は診療所に入院日翌日翌々日の3日以内に職員に対して利用者の必要な情報を提供している。</p>	<p>+2,140円</p>	
<p>退院・退所加算Ⅰ(イ)</p>	<p>病院等の職員に必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている。</p>	<p>+4,815円</p>	
<p>退院・退所加算Ⅰ(ロ)</p>	<p>病院等の職員に必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている。</p>	<p>+6,420円</p>	
<p>退院・退所加算Ⅱ(イ)</p>	<p>病院等の職員に必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている。</p>	<p>+6,420円</p>	

退院・退所加算 II(ロ)	病院等の職員に必要な情報の提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによる。	+8,025 円
退院・退所加算 III	病院等の職員に必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによる。	+9,630 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行った上でサービス調整を行った場合に算定。	+2,140 円
通院時情報連携加算	ご利用者が医師、歯科医の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受け、記録した時。	+ 535 円
ターミナルケアマネジメント加算	終末期であって、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後24時間以内に死亡した場合含む)ターミナルケアマネジメントをうけることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保、必要に応じて居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備。	+4,280 円
特定事業所集中減算	正当な理由のない特定の事業所の割合が80%を超える場合に減算。	-2,140 円
同一建物減算	事業所の所在する建物と同一の建物、または同一・隣接する敷地内の建物に居住する場合に減算。 1月あたりの利用者が20人以上居住する建物に居住する場合に減算。	所定単位数の95%を算定

介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合も交通費は徴収致しません。

1.3 苦情、虐待、相談窓口

○サービスに関する相談や苦情、虐待については、次の窓口で対応いたします

当事業所利用者相談コーナー	電話番号 : 0463-75-8803 FAX : 0463-75-8816 相談員(責任者): 原田 俊介 受付時間/9:00~17:00 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
---------------	--

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

平塚市介護保険相談窓口 介護保険課	所在地: 平塚市浅間町 9-1 電話番号: 0463-21-8790 受付時間/8:30~17:00 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
----------------------	---

*平塚市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお願いします。

伊勢原市介護保険相談窓口 介護高齢福祉課	所在地：伊勢原市田中 348 電話番号：0463-94-4711 受付時間/8：30～17：00 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
秦野市介護保険相談窓口 高齢介護課	所在地：秦野市桜町 1-3-2 電話番号：0463-82-9616 受付時間/8：30～17：00 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
大磯町介護保険相談窓口 福祉課	所在地：大磯町東小磯 183 電話番号：0463-61-4100 受付時間/8：30～17：00 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
神奈川県国民健康保険団体連 合会（国保連） 介護保険課 介護苦情相談係	所在地：横浜市西区楠町 27-1 電話番号：045-329-3447 苦情専用ダイヤル 0570-022110 受付時間/ 8：30～17：15 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 平塚市真田 3-1-1
 事業者名 居宅介護支援事業所
フィオーレ湘南真田 ともしび
 説明者 _____ 印

令和 年 月 日

重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

利用者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (代理人又は立会人) 住所 _____
 氏名 _____ 印